

札幌市土木工事共通仕様書

新旧対照表

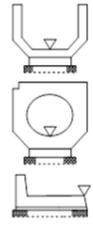
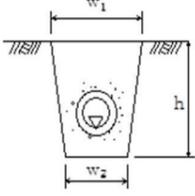
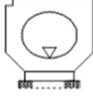
札幌市土木工事共通仕様書（令和7年10月版）」を一部改定し、令和8年（2026年）4月1日より適用する。

札幌市財政局 管財部 工事管理室 技術管理課

(改定後) 令和7年10月版一部改定

2 出来形管理基準 第5編 道路編 第1章 道路改良

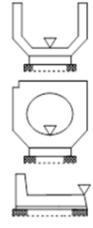
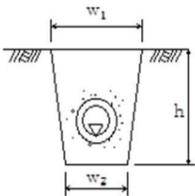
道路編・道路改良

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
5 道路編	1 道路改良	7 排水工	2		側溝工 (プレキャストU型側溝) (コルゲートフリューム) (自由勾配側溝) (管(函)渠型側溝工) (L型側溝工)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延長L	-200			
5 道路編	1 道路改良	7 排水工	3		地下排水工 (暗渠工)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅w1、w2	-50			
						深さh	-30			
						延長L	-200			
5 道路編	1 道路改良	7 排水工	4		縦断管渠工	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						延長L	-200			

(旧) 令和7年10月版

2 出来形管理基準 第5編 道路編 第1章 道路改良

道路編・道路改良

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
5 道路編	1 道路改良	7 排水工	2		側溝工 (プレキャストU型側溝) (コルゲートフリューム) (自由勾配側溝) (管(函)渠型側溝工) (L型側溝工)	基準高▽	±30 -200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延長L	±30			
5 道路編	1 道路改良	7 排水工	3		地下排水工 (暗渠工)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅w1、w2	-50			
						深さh	-30			
						延長L	-200			
5 道路編	1 道路改良	7 排水工	4		縦断管渠工	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						延長L	-200			

備考

修正

(改定後) 令和7年10月版一部改定

3 品質管理基準 10 下層路盤

10 下層路盤

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	
10 下層路盤	材料	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	45%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・再生クラッシュランに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの。	○	
			骨材の洗い試験	付表4-4による	設計図書による。				
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	設計図書による。				
			凍上試験	JGSO172-2003 凍上性判定のための土の凍上試験方法 道路土工排水工指針 JHS112	設計図書による。	1,000m ³ 及びその端数毎に1回の割合で行う。	コンクリート再生骨材に適用する。		
	施工	必須		現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 砂置換法 (JISA 1214)	車道部 最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上 歩道部 最大乾燥密度の85%以上	締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について満足するものとする。1,000m ² につき1回の割合で行う。ただし、施工面積が3,000m ² 以下のものは1工区(ロット)当たり3回として、X3の規格値を採用する。3,000m ² を超えるものは、X3のロットを組み合わせる、若しくはX10とX3のロットを組み合わせた工区に分割し、それぞれのロットの回数の規格値を採用する。同一工事における工区の分割は、工事監督員との協議により決定する。	・締固め度は、10回の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10孔の測定値が得たい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、更に3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。X6で不合格の場合、そのロットは不合格となる。(X6にそのロット内で4孔を加えてX10の規格値を採用することはできない。)	
				ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		・全幅、全区間で実施する。	仕上り後の路床、路盤の表面の浮上りや緩みを十分に締固め、かつ不良箇所を発見する目的で、施工時に用いる転圧機械と同等以上の締固め効果を有するタイヤローラやトラックを走行させる。	
		その他		平板荷重試験	JIS A 1215		1,000m ² につき2回の割合で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。	
				骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	

(旧) 令和7年10月版

3 品質管理基準 10 下層路盤

10 下層路盤

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	
10 下層路盤	材料	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	45%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・再生クラッシュランに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの。	○	
			骨材の洗い試験	付表4-4による	設計図書による。				
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	設計図書による。				
			凍上試験	JGSO172-2003 凍上性判定のための土の凍上試験方法 道路土工排水工指針 JHS112	設計図書による。	1,000m ³ 及びその端数毎に1回の割合で行う。	コンクリート再生骨材に適用する。		
	施工	必須		現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 砂置換法 (JISA 1214)	車道部 最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上 歩道部 最大乾燥密度の85%以上	締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について満足するものとする。1,000m ² につき1回の割合で行う。ただし、施工面積が3,000m ² 以下のものは1工区(ロット)当たり3回として、X3の規格値を採用する。3,000m ² を超えるものは、X3のロットを組み合わせる、若しくはX10とX3のロットを組み合わせた工区に分割し、それぞれのロットの回数の規格値を採用する。同一工事における工区の分割は、工事監督員との協議により決定する。	・締固め度は、10回の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10孔の測定値が得たい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、更に3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。X6で不合格の場合、そのロットは不合格となる。(X6にそのロット内で4孔を加えてX10の規格値を採用することはできない。)	
				ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		・全幅、全区間で実施する。	仕上り後の路床、路盤の表面の浮上りや緩みを十分に締固め、かつ不良箇所を発見する目的で、施工時に用いる転圧機械と同等以上の締固め効果を有するタイヤローラやトラックを走行させる。	
		その他		平板荷重試験	JIS A 1215		1,000m ² につき2回の割合で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。	
				骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	

備考

削除

(改定後) 令和7年10月版一部改定

3 品質管理基準 12 アスファルト舗装

12 アスファルト舗装

12 アスファルト舗装	プラント	必須	粒度 (2.36mm フライ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mm ふるい：±12%以内基準粒度	抽出ふるい分け試験の場合：1～2回/日 ・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数 または 抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの。	○		
			粒度 (75μm フライ)	同上	75μm ふるい：±5%以内基準粒度	同上	同上	○		
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量 ±0.9%以内	同上	同上	○		
			温度測定(アスファルト・骨材・混合物)	JIS Z 8710	配合設計で決定した混合温度。	随時		○		
			計量自記記録装置によるアスファルト量、石粉量、骨材粒度	自記記録のデータによる。	表-1 表-2による。	表-1 表-2による。				
			その他	水浸ホイールラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-65	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○	
				ホイールラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐流動性の確認	○	
				ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-18	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○	
			舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-218	車道部 基準密度の94%以上 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 歩道部 基準密度の90%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について満足するものとする。ただし、施工面積が3,000㎡以下のものは1工区(ロット)当たり3回として、X3の規格値を採用する。 3,000㎡を超えるものは、X3のロットを組み合わせる、若しくはX10とX3のロットを組み合わせた工区に分割し、それぞれロットの回数の規格値を採用する。 同一工事における工区に分割は、工事監督員との協議により決定する。	・現場密度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、更に3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。X6で不合格の場合、そのロットは不合格となる。(X6にそのロット内で4孔を加えてX10の規格値を採用することはできない。) ・橋面舗装はコア採取しないでAs合材量(プラント出荷数量)と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。	○

(旧) 令和7年10月版

3 品質管理基準 12 アスファルト舗装

12 アスファルト舗装

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認		
12 アスファルト舗装	プラント	必須	粒度 (2.36mm フライ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mm ふるい：±12%以内基準粒度	抽出ふるい分け試験の場合：1～2回/日 ・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数 または 抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの。	○		
			粒度 (75μm フライ)	同上	75μm ふるい：±5%以内基準粒度	同上	同上	○		
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量 ±0.9%以内	同上	同上	○		
			温度測定(アスファルト・骨材・混合物)	JIS Z 8710	配合設計で決定した混合温度。	随時		○		
			計量自記記録装置によるアスファルト量、石粉量、骨材粒度	自記記録のデータによる。	表-1 表-2による。	表-1 表-2による。				
			その他	水浸ホイールラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-65	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○	
				ホイールラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐流動性の確認	○	
				ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-18	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○	
			舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-218	車道部 基準密度の94%以上 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 歩道部 基準密度の90%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について満足するものとする。ただし、施工面積が3,000㎡以下のものは1工区(ロット)当たり3回として、X3の規格値を採用する。 3,000㎡を超えるものは、X3のロットを組み合わせる、若しくはX10とX3のロットを組み合わせた工区に分割し、それぞれロットの回数の規格値を採用する。 同一工事における工区に分割は、工事監督員との協議により決定する。	・現場密度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、更に3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。X6で不合格の場合、そのロットは不合格となる。(X6にそのロット内で4孔を加えてX10の規格値を採用することはできない。) ・橋面舗装はコア採取しないでAs合材量(プラント出荷数量)と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。 ・88ページ参照。	○

備考

削除

(改定後) 令和7年10月版一部改定

3 品質管理基準 26 凍上抑制層

26 凍上抑制層

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
26 凍上抑制層	材料	必須	突き固めによる土の締固め試験	JISA1210 付表4	設計図書による	採取地毎に1回行う。 生産者等の試験成績結果によることができる。		○
		その他	骨材のふるい分け試験	舗装調査・試験法便覧	設計図書による	採取地毎に1回行う。 生産者等の試験成績結果によることができる。		○
			骨材の洗い試験	付表4	設計図書による	採取地毎に1回行う。 生産者等の試験成績結果によることができる。		○
			火山灰洗い試験	付表4	設計図書による	採取地毎に1回行う。 生産者等の試験成績結果によることができる。		○
			火山灰強熱減量試験	付表4	設計図書による	採取地毎に1回行う。 生産者等の試験成績結果によることができる。		○
			火山灰の凍上試験	JGS0172-2003 凍上性判定のための土の凍上試験方法道路土工排水指針 JHS112	設計図書による	1000m ³ に1回の割合で行う。		
	施工	必須	現場密度の測定	付表4	90%以上	500m ³ に1回の割合で行う。 (1回は1穴の試験である) ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事あたり3回以上。		
		その他	ふるい分け試験	舗装調査・試験法便覧	設計図書による	500m ³ に1回の割合で行う。	砂、火山灰については適用しない。	
			骨材の洗い試験	付表4	設計図書による	500m ³ に1回の割合で行う。	砂、火山灰については適用しない。	
			球体落下試験	付表4	火山灰 D=6.0cm 以下 砂 (シルト分2%未満) D=9.7cm 以下 砂 (シルト分2%以上) D=8.3cm 以下	500m ³ につき1回の割合で行う。1回の測定個数は10個とし、上限、下限の各2個を取り除き6個の平均値とする。	砂、火山灰等で現場密度の測定によることができない場合に適用する。なお、試験施工によりD値を定める場合は、この規格値を適用しない。	
			コーン指数	舗装調査・試験法便覧 [1]-273		コーン指数が 15kg/cm ² 以下又は同程度以下の支持力が得られないと視認される部分は工事監督員と協議の上、コーン指数の測定 (1,000 m ² に2回) を行う。		

(旧) 令和7年10月版

3 品質管理基準 26 凍上抑制層

26 凍上抑制層

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
26 凍上抑制層	材料	必須	突き固めによる土の締固め試験	JISA1210 付表4	設計図書による	採取地毎に1回行う。 生産者等の試験成績結果によることができる。		○
		その他	骨材のふるい分け試験	舗装調査・試験法便覧	設計図書による	採取地毎に1回行う。 生産者等の試験成績結果によることができる。		○
			骨材の洗い試験	付表4	設計図書による	採取地毎に1回行う。 生産者等の試験成績結果によることができる。		○
			火山灰洗い試験	付表4	設計図書による	採取地毎に1回行う。 生産者等の試験成績結果によることができる。		○
			火山灰強熱減量試験	付表4	設計図書による	採取地毎に1回行う。 生産者等の試験成績結果によることができる。		○
			火山灰の凍上試験	JGS0172-2003 凍上性判定のための土の凍上試験方法道路土工排水指針 JHS112	設計図書による	1000m ³ に1回の割合で行う。		
	施工	必須	現場密度の測定	付表4	90%以上	500m ³ に1回の割合で行う。 (1回は1穴の試験である) ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事あたり3回以上。	88 ページ参照。	
		その他	ふるい分け試験	舗装調査・試験法便覧	設計図書による	500m ³ に1回の割合で行う。	砂、火山灰については適用しない。	
			骨材の洗い試験	付表4	設計図書による	500m ³ に1回の割合で行う。	砂、火山灰については適用しない。	
			球体落下試験	付表4	火山灰 D=6.0cm 以下 砂 (シルト分2%未満) D=9.7cm 以下 砂 (シルト分2%以上) D=8.3cm 以下	500m ³ につき1回の割合で行う。1回の測定個数は10個とし、上限、下限の各2個を取り除き6個の平均値とする。	砂、火山灰等で現場密度の測定によることができない場合に適用する。なお、試験施工によりD値を定める場合は、この規格値を適用しない。	
			コーン指数	舗装調査・試験法便覧 [1]-273		コーン指数が 15kg/cm ² 以下又は同程度以下の支持力が得られないと視認される部分は工事監督員と協議の上、コーン指数の測定 (1,000 m ² に2回) を行う。		

備考

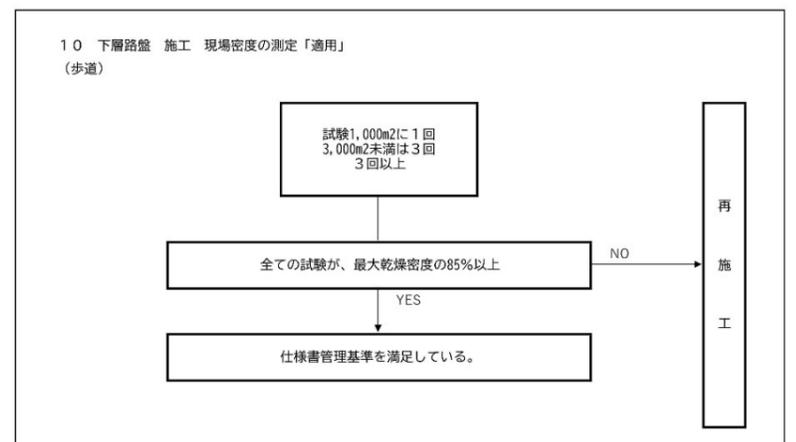
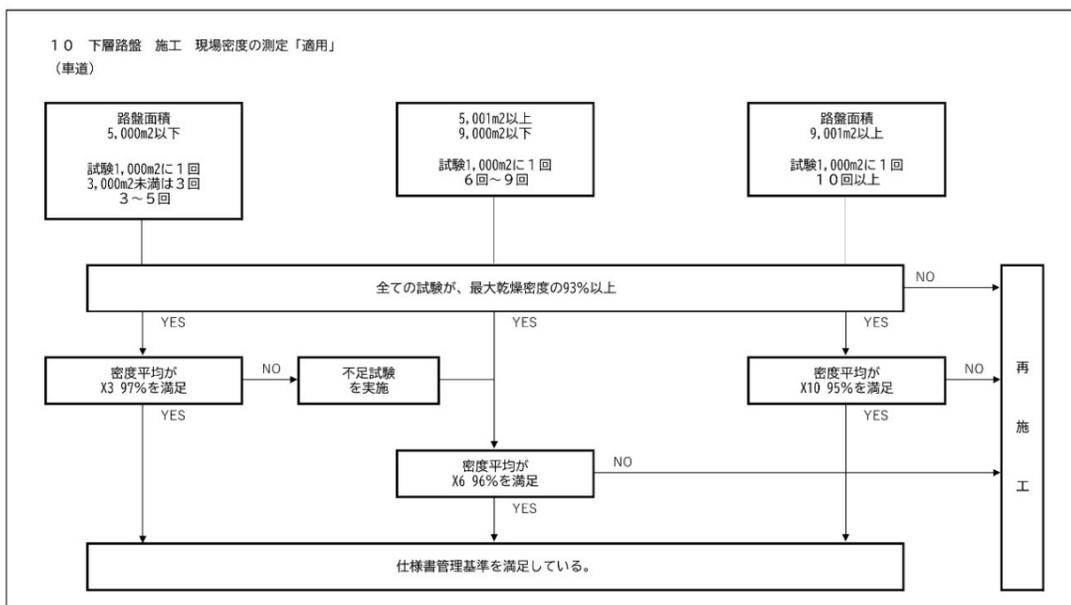
削除

3 品質管理基準

(旧) 令和7年10月版

3 品質管理基準

品質管理基準（土木）解説



備考

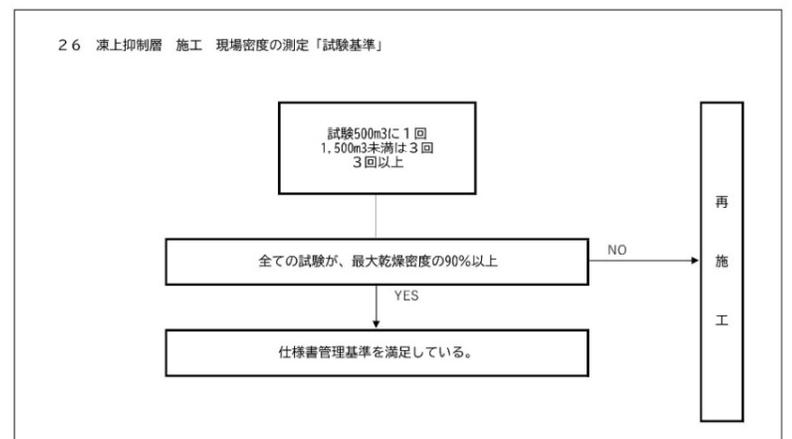
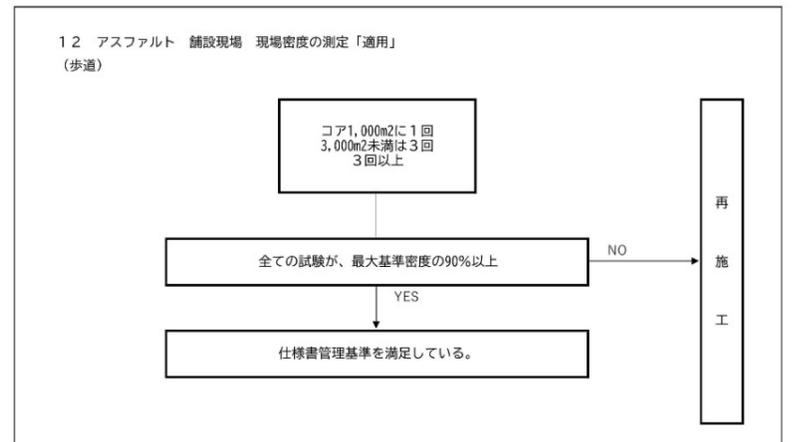
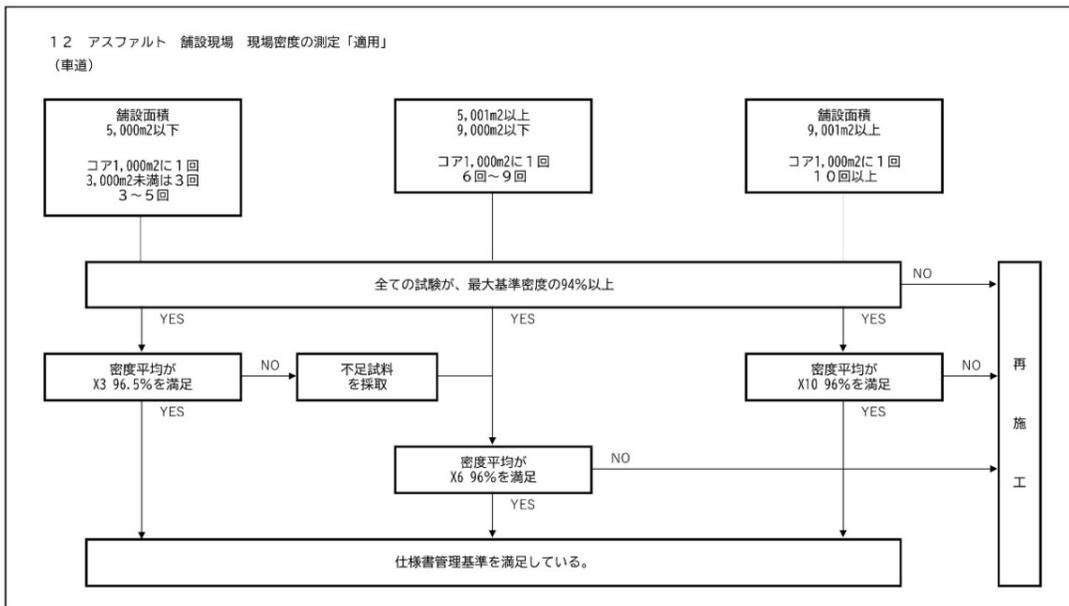
削除

3 品質管理基準

(旧) 令和7年10月版

3 品質管理基準

品質管理基準（土木）解説



備考

削除